

三永まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、三永まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(区域)

第2条 協議会の区域は、三永小学校区の区域（東広島市西条町上三永、下三永、及び西条三永。以下「小学校区」という。）とする。

(区の設置)

第3条 小学校区には、東広島市行政区設置規則を引き継ぎ、行政区に相当する区を設置する。

(目的)

第4条 協議会は、住民が自らの小学校区の将来像を考え、その実現に向けて行動するとともに、地域が抱える課題を克服し、誰もが地域への愛着と誇りを持って、生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりと、住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第5条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

2 前項を達成するため、次の事項を運営の責務とする。

- (1) 協議会の民主制を確保すること
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること
- (4) 住民等の意見や要望等の集約をすること
- (5) 情報の公開及び共有を行うこと
- (6) その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること

(活動内容)

第6条 協議会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進に関すること
- (2) 文化・教養の向上及び生涯学習、レクリエーションの実施に関すること
- (3) 生活環境の保持や改善、向上に関すること
- (4) 青少年の育成に関すること
- (5) 防災・防火・防犯に関すること
- (6) 地域自治活動との連携に関すること
- (7) その他、目的達成に必要な事業

2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

(会員)

第7条 協議会の会員は、小学校区に居住する住民、小学校区に活動拠点を有する各種団体、組織及び法人とする。

第2章 組織

(組織)

第8条 協議会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会
- (4) 実行委員会

(総会)

第9条 総会は各区より選出された区長及び評議員、各種団体代表者により構成する。

2 総会は、協議会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は総会構成員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

3 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) まちづくり計画の承認に関する事
- (2) 協議会の事業計画及び予算に関する事
- (3) 協議会の事業報告及び決算を承認する事
- (4) 役員会の推薦に基づき、会長、副会長、事務局長、会計及び監事を承認する事
- (5) 役員会の役員を選任する事
- (6) 部会からの実行委員会設置の提案を承認する事
- (7) 規約の制定及び改廃に関する事
- (8) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定する事

4 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、監事を除く役員により構成する。

2 役員会の役員は、総会において選任する。

3 役員会は、常設の議決機関であって、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行う事。
- (2) 会長、副会長、会計及び監事を総会に推薦する事。
- (3) 評議決定した事項を会員に周知する事。
- (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行する事。
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する事。

4 役員会の委員の定数は、20人以内とする。

(部会)

第11条 協議会の活動を促進するため、部会を置く。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 部会長は、部会構成員の互選により選任する。

4 必要に応じ、部会に副部会長を置くことができる。副部会長は、会長、副会長及び担当部会長協議のうえ、会長が指名する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 副部会長の任期は、役員任期に準じる。

7 部会員は、評議員、各種団体代表者、有志の会員をもって構成する。

8 部会は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会
- (2) まちづくり部会
- (3) 生活・福祉部会
- (4) 健康・文化部会

(実行委員会)

第12条 協議会の活動を円滑に実施するため、総会において設置が承認された場合は実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会は、小学校区全体で執り行うべき活動の企画及び執行にあたる。

3 実行委員長は、事業を提案した部会長が勤める。

4 実行委員は、実行委員長より全部会の部会員が選任される。

第3章 構 成 員

(区長)

第13条 各区に区長を置く。

2 区長は、区を代表するとともに、区の取りまとめ役を担うものとする。

- 3 区長は、各区を代表して協議会に参加し、総会構成員及び総務部会員として協議会の活動に従事する。
- 4 区長の任期は、原則として2年とする。

(評議員)

第14条 各区に評議員を置く。

- 2 評議員は、各区を代表して協議会に参加し、総会構成員及び各部会員として協議会の活動に従事する。
- 3 評議員の任期は、原則として2年とする。

(役員)

第15条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名
 - (6) 部会長 4名
- 2 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 会長、副会長、会計は、部会長を兼務できる。
 - 4 必要に応じて役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会及び役員会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。
- (4) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況の監査の事務を担当する。
- (6) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。ただし、協議会の活性化のため、同じ役職への就任は、原則として連続6期を超えないものとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会議

(会議の招集)

第18条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第19条 会議は、それぞれの会議の構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。
- 3 前項の場合による委任状を提出した構成員又は他の会員を代理人として委任した構成員は、出席者とみなすものとする。
- 4 会議の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

(会議における意見の聴取)

第20条 第8条に掲げる会議に、会長が必要と認めた会員及び会員以外の有識者等を招聘し、意見を聞くことができる。

(議事録)

第21条 総会及び役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名をしなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第22条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

(事務局員の職務)

第23条 事務局員の職務は、次の各号に定める。

- (1) 協議会の運営に関すること
- (2) 市との連絡調整に関すること
- (3) 構成団体との連絡調整に関すること
- (4) その他、会長が必要と認める重要なこと

(事務所)

第24条 協議会の事務所は、三永地域センターに置く。

第6章 まちづくり計画

(まちづくり計画)

第25条 協議会は、第4条に規定する目的の達成に向けた小学校区のまちづくり計画を策定する。

2 まちづくり計画の策定及び見直しは役員会が行う。ただし、会長が必要であると認めたときは、プロジェクトチームを設置することができる。

第7章 会計

(経費)

第26条 協議会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第27条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(会計及び資産帳簿の整理)

第28条 協議会は、協議会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第29条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会に報告する。

第8章 個人情報の保護・情報公開

(個人情報の保護)

第30条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、当初の目的以外の目的のために利用してはならない。

(情報の公開)

第31条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求された時は、正当な理由がない限り、前条に配慮しつつこれを認めなければならない。

2 協議会の運営及び事業については、広報紙、インターネット等を通じて、会員に情報提供を行うとともに、広聴に努めるものとする。

(情報の共有)

第32条 協議会は、地域内外の各種情報を収集するとともに、適時関係団体等に提供し、それぞれ情報を共有し、協議会の運営及び活動を行う。

第9章 雑 則

(その他)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規則等に関しては、役員会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2 協議会の設立当初のまちづくり計画は、第25条第2項の規定にかかわらず、設立準備委員会で策定する。

3 協議会の設立初年度の会計年度は、第27条の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成26年3月31日までとする。

『三永まちづくり協議会規約』の施行に伴う確認事項

1. 評議員の選出方法について

- (1) 「三永まちづくり協議会規約」、第14条に従って評議員を選出する。
- (2) 評議員は、原則として各区から3名選出し、3部会（「まちづくり部会」「生活・福祉部会」「健康・文化部会」）にそれぞれ所属する。
- (3) ただし、世帯数が極めて少ない区においては1名選出することができる。
この場合、部会への所属が偏らないように関係の区の話し合いにより所属部を決定する。

【基準：平成24年度三永コミュニティ振興協議会 会費納入世帯が20世帯未満】

| 区名 | 広報配布世帯数 | 三永コミュニティ 会費納入世帯数 | 三永コミュニティ 評議員数 | まちづくり協議会 評議員数 |
|-------|---------|---------------------|------------------|------------------|
| 峠 | 9 | 9 | 1 | 1 |
| 上三永1区 | 20 | 16 | 1 | 1 |
| 本頭 | 24 | 14 | 2 | 1 |
| 高尾1区 | 201 | 19 | 2 | 1 |
| 福成寺 | 13 | 12 | 1 | 1 |

2. チーム理事の選出について

- (1) 協議会の行事を行うに当たり、複数区でチームを編成する場合には、各チームに「チーム理事」1名を置く。
 - ① チーム理事は、自チームを代表するとともに、チームの取りまとめ役を担うものとする。
 - ② チーム理事は、「評議員」として協議会に参加する。

3. 会費の徴収について

- (1) 「三永まちづくり協議会規約」、第26条に従って協議会の経費に充てるため、会費を徴収する場合の基準を定める。
- (2) 会費の額は、協議会の事業計画や予算額並びに他の収入の状況等を勘案して決定することになるが、当面は、三永コミュニティ振興協議会事業に協力をお願いしてきた1世帯当たり1,000円をお願いする。
- (3) 会費の徴収は、各区長において行う。

4. 地域活動支援交付金について

- (1) 市から交付される「地域づくり推進交付金」のうち、(旧)行政区長報酬相当分の中から、各区の活動を支援するため、各区が自由に使える「地域活動推進交付金」を交付する。
- (2) 各区に交付する金額は、市の算定にかかわらず、500円/世帯×当協議会への会費納入世帯数で算出した額とする。

(附則)

- (1) この「確認事項」に疑義が生じた場合は、役員会にて策定し、総会で決定する。
- (2) この「確認事項」は、平成25年4月1日から実施する。